

# 令和4年度 事業計画書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

一般財団法人 福島県漁業振興基金

## 1. 基本方針

平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び東京電力第一原子力発電所事故によって、本県の水産業界は壊滅的な被害を被った。当基金の主要事業であるヒラメ栽培漁業推進事業も福島県栽培漁業協会が被災し休止を余儀なくされたが、新たな施設が整備され、国の支援を受けてヒラメ種苗100万尾放流事業が再開されるなど本県漁業の再興に向けて動き出している。

本県の漁業は令和3年3月31日をもって試験操業を終了し、本格操業に向けた移行期間としたものの、コロナの影響もあり、依然として厳しい環境下にある。

当基金は、本格操業への早期移行、水産関連施設の復旧・復興を支援するとともに、他産業の開発に併行して時代の要請に即応した漁業の再編成をすすめ、漁業にかかる社会的、経済的基盤の整備等を行う。

平成28年4月、水産関連3財団を吸収合併し新たな体制となったが、従前の事業を踏襲しつつ、より効率的な運営に努めたい。また、県一漁協合併実現に向けた支援や本県水産業の振興発展に寄与して参りたい。

## 2. 事業計画

### (1) 浅海増殖対策事業

浅海増殖のため種苗放流から生産までに要する経費についての借入資金に対する利子補給または直接助成を行う。

### (2) 漁場保全対策事業

沿岸・浅海漁場の保全対策による水産資源回復と全国的な問題である密漁に対処するため、漁場監視・密漁防止対策等に要する経費の助成を行う。

### (3) 漁業被害救済対策事業

原因不明または、加害者不明の漁船の衝突事故、遭難等に対する被害救済のため遭難遺族見舞金等を支払う。

### (4) 海難防止対策事業

陸上施設、大規模開発工事及び出入船大型船舶に起因する漁場汚染監視及び漁船への被害防止経費に対する助成、並びに海難防止のための資材整備及び普及啓発事業を行う団体に対する助成を行う。

### (5) 漁船運航技術対策事業

漁業の操業安全、海上交通安全を図るため、これらに必要な技術習得並びに船舶職員養成講習会に対する助成を行う。

### (6) 漁業共済加入促進対策事業

漁海況の変動による漁獲損失を補てんするため、特に加入率の低い小型漁船を対象に、漁業者が全国合同漁業共済組合に払い込む共済掛金の一部助成を行う。

### (7) 組織強化対策事業

県一漁協合併の推進、水産関係団体の組織強化・運営合理化、経営安定並びに後継者確保を図るため、これらの団体の活動に対する助成を行う。

- (8) 後継者対策事業  
本県沿岸漁業の自粛が続く中、漁業再開に向けた担い手確保のため、各種研修を実施し、漁業経営に必要な技術・知識の習得に要する経費の助成を行う。
- (9) 魚食普及対策事業  
試験操業で漁獲された魚介類の安全性とサンマ、イカ等多獲性魚の消費拡大を図り、併せて魚価安定に資するため、魚食普及、新製品開発等を行う団体への助成を行う。
- (10) 信用保証強化事業  
燃油対策資金、漁業再編による経営負債整理資金等で福島県漁業信用基金協会に対して支払う債務保証料の一部に対し助成を行う。
- (11) 漁業経営改善対策事業  
深刻化している漁業経営の改善を図るため、当面漁船の老朽化対策、漁業再編対策、並びに経営悪化の最大原因である燃油高騰の対策等を講じるため助成を行う。
- (12) 教育情報対策事業  
協同組合意識の高揚と漁協経営管理知識の向上を図るため、関係団体と連携して、組合員、役職員を対象に研修会、懇談会を開催する。
- (13) ヒラメ栽培漁業推進対策事業  
資源管理型漁業を基調としたヒラメの栽培漁業を推進するため、事業の実施に要する基金の造成と資源管理対策関連事業等を実施する。
- (14) 調整基金事業（※いわき・相双）
- ① 漁協経営安定化対策事業（経営資金貸出支援事業）  
漁協経営及び漁業経営に必要な資金を県信漁連から漁協を単位として貸付けるため、原資となる資金を県信漁連に預託する。
  - ② 漁業振興対策事業費  
沿岸漁場の実態に即した資源増殖方法を確立するため、先進地の調査視察を実施して資料収集を行う。
  - ③ 操業安全対策事業費  
海難等事故防止を一層図るため、普及啓発事業を行う。
  - ④ 広報事業  
沿岸漁業と臨海部開発事業との調整並びに沿岸漁業振興のための諸対策に関する事例等について普及啓発事業を行う。
  - ⑤ 水産業関連施設・設備等復旧助成事業  
東日本大震災により甚大な被害を受けた市場等の共同利用施設の早期復旧を図るため、県内の組合が福島県の補助事業を活用する場合、機能回復に必要な施設、機器等の整備に対する組合負担分の助成を行う。
- (15) 奨学金給付事業（※奨学会）  
高校生の支給対象者（県内所属船の事故で、かつ県内に居住している者）に、奨学援護として奨学金を給付し、社会有用な人材育成を図る。